

事務連絡
平成29年3月22日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室

ブラジル産鶏肉等の取扱いについて

標記については、平成29年3月21日付け生食輸発0321第1号「ブラジル産鶏肉等の取扱いについて」により通知しているところです。同通知中の2.により、別添以外の施設の鶏肉等の輸入届出に対する輸入者毎、施設毎の初回届出の官能検査については、以下のとおり実施するようお願いします。

1 開梱数

平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施についての別表第4の検査項目「放射性物質」の欄による。

2 採取等

- (1) 開梱した貨物について、変色などの衛生上の問題の有無を確認すること。
- (2) 開梱したもののうち、(1)の確認において異常が認められた場合は、該当包装又は該当箇所を採取すること。また、(1)の確認において異常が認められない場合は、1箇所からおおむね500グラムを採取すること。